

遺言書の種類

	自筆証書遺言	公正証書遺言
メリット	自筆でいつでも手軽に作成可能です	- 遺言内容や様式不備による無効の心配がありません - 紛失してもいつでも再発行可能です
デメリット	- 様式不備などで無効となる恐れがあります - 紛失、破棄、盗難、偽造の恐れがあります - 相続人が遺言の存在に気付かない可能性があります	- 公証役場での手続きが必要です - 手数料の負担があります
費用	費用はかかりません (法務局の自筆証書遺言保管制度を利用する場合は、1件につき3,900円)	財産価額（債務を引く前の価額）及び遺言の内容によって増減します (財産1億円の場合は5～10万円程度かかります)

自筆証書遺言が法務局で保管してもらえます

自筆証書遺言の紛失等のデメリットを解消するために「自筆証書遺言の保管制度」があります。この制度は、自分で作成した自筆証書遺言を法務局で保管してもらえる制度です。

メリット

自筆証書遺言書の紛失、破棄、盗難、偽造の恐れがなくなります。
また、家庭裁判所の検認（相続人全員が家庭裁判所に呼び出され、自筆証書遺言書を開封すること）が不要になります。

リスク

遺言の内容について、法務局に相談することができません。
また、法務局に保管した遺言書が必ずしも法的効力を持つ遺言書であるとは限りません。法務局はあくまでも保管先であり、遺言についての相談は専門家に依頼する必要があります。

まとめ

自筆証書遺言は、万全な遺言書を作成するまでのつなぎと考え、安全性が高く確実な「公正証書遺言」の作成をおすすめします。

公正証書遺言は費用がかかりますが、様式不備で無効になったり、改ざん・破棄されてしまう心配がありません。



遺言書はご自身の思いを形にできます

高齢化社会になり、相続について考えている方も多いと思います。
これまで築きあげた財産を、残されるご家族の幸せ、日々の暮らし、将来に役立つものとするために、また、ご自身の思いを伝えるために遺言書の作成を考えられてみてはいかがでしょうか？

当事務所では、遺言書の作成のお手伝いをしています。遺言書の作成を考えている方、詳しく知りたい方、ご質問のある方は、ご相談ください。

弁護士や司法書士、公証人のご紹介もしています。



税理士 中田誠治 税理士 錦織慶典 税理士 平井篤志 税理士 檜山高志 税理士 手嶋豪紀 税理士 北木政徳

よつば会計

検索

TEL:082-234-0130